

## 『常葉大学教職大学院研究紀要』執筆規定

2013年10月19日決定

2015年3月1日改正

2018年10月20日改正

2024年12月4日改正

2025年12月3日改正

### I. 執筆資格

1. 投稿者の資格は次の通りとする。
  - (1) 常葉大学教職大学院の構成員（教員・大学院生）
  - (2) 修了生
  - (3) 元専任教員
  - (4) その他（「常葉大学教職大学院研究紀要」編集委員会が認めた者。）
2. 共同執筆の場合は、その主たる投稿者が前項第1号から第3号までの条件を満たしていなければならない。
3. 第2号又は第4号に該当する場合は、当該原稿に関する本大学院1名の推薦文の提出を求めることがある。
4. 執筆機会の均等化の観点に立ち、筆頭著者は原則として1号において1論文とする。ただし、共同執筆として名前を連ねることについては制限を設けない。

### II. 原稿種別

原稿の種別は下記の通りとする。

1. 研究論文：学校教育ならびに教員養成の実践的な課題に即した主題に対して、理論的・実証的にアプローチし、この分野の学術的な発展に寄与しようとする論文等
2. 実践報告：学校教育ならびに教員養成の実践的な課題に即した主題に対して、実践的な取り組みを行い、この分野の課題解決や発展に寄与しようとする論文等
3. 研究ノート：学校教育ならびに教員養成の実践的な課題に即した主題に対して、研究・実践動向のレビュー、研究・実践上の提言、資料等の紹介、萌芽的研究成果の報告等を行おうとする論文等
4. 実践の広場：学校教育ならびに教員養成における実験的・挑戦的な実践や取り組みを踏まえた、専門家の批評や研究者らとの議論による新たなモデルの提案、教材開発や授業研究に関する実践報告など、実践提案型の論文等

### III. 形式・分量

1. 研究論文、実践報告、研究ノートは、下記の通りとする。
  - (1) 判型：A4判
  - (2) 形式：1ページ 1段組（38字×38行）  
上下の余白は各30mm、左右の余白は各30mm。ページ番号をつける。
  - (3) 分量：研究論文5枚以上20枚以内。編集委員会が認める場合はこの限りではない。  
図表は枚数に含む。（例えば、A4判1ページ大の図表は原稿2枚分と換算する。）
2. 実践の広場は下記の通りとする。
  - (1) 判型：A4判
  - (2) 形式：1ページ 1段組（38字×38行）  
上下の余白は各30mm、左右の余白は各30mm。ページ番号をつける。
  - (3) 分量：4枚以上18枚以内。編集委員会が認める場合はこの限りではない。  
図表は枚数に含む（例えば、A4判1ページ大の図表は、原稿2枚分と換算する。）

#### IV. 提出方法（投稿申請～原稿提出）

1. 常葉大学ホームページから大学院学校教育研究科のコーナーにある「紀要執筆予定申請フォーム」により、紀要投稿の申請を行う。
2. 原稿提出締切日までに、原稿及び原稿の電子のファイルを封筒に入れて、編集委員会に提出する。  
なお、提出された原稿の返却は行わない。
3. 本文の前に「抄録」と「キーワード」を必ず付すこと。（抄録：和文 300 字以内、欧文 150 ワード以内、キーワード：5 語）

#### V. その他

1. 原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表はこの限りではない。
2. 編集委員会の審査或いは査読により、原稿の採択・不採択を決定する。結果は、執筆者に通知する。なお、採択となった場合も、原稿の修正を求める場合がある。
3. 投稿の際の注意
  - (1) 投稿に際して以下のことに留意すること
    - ①「紀要執筆予定票」提出時に投稿者が部門（研究論文、実践報告、研究ノート、実践の広場のいずれか）を申告する。
    - ②投稿は原則として 1 人 1 編とする。共著の場合の筆頭執筆者もこれに準ずる。
    - ③筆頭執筆者以外の執筆者としての共著の投稿の場合は②の限りではない。
    - ④本文の前に「抄録」と「キーワード」を付す。（抄録：和文 300 字以内、欧文 150 ワード以内、キーワード：5 語）
    - ⑤日本語と英語の「タイトル」「氏名」、日本語の「抄録」「キーワード」を含めた上で、「執筆規定」に定めるページ内に収まるよう留意する。
    - ⑥投稿原稿は図表等も文中に差し込んだ完成原稿を提出すること。
  - (2) 原稿ならびに校正刷の提出締切日を厳守すること。
  - (3) 校正の際に、加筆や書き換えなどの内容の変更は認められない。  
校正は誤字や脱字などの誤植の訂正に限る。

#### VI. 問い合わせ先

「常葉大学教職大学院研究紀要」編集委員会  
〒 422-8581 静岡県駿河区弥生町 6 番 1 号  
常葉大学 草薙キャンパス教務課 大学院事務室付  
Tel 054-297-6100（代表）  
Eメール：pgcjim@sz.tokoha-u.ac.jp

## 『常葉大学教職大学院研究紀要』 審査及び査読規程

### 1. 審査及び査読の目的

『常葉大学教職大学院研究紀要』の学問的・研究的水準の維持向上のため、投稿論文につき審査及び査読を行う。

### 2. 査読の対象

研究論文、実践報告を査読の対象とする。

### 3. 査読原稿の区別

研究論文、実践報告、研究ノート及び実践の広場の区別は、投稿者の自己申告とする。  
ただし、編集委員会が審査及び査読の結果に基づき、投稿者に変更を求める場合がある。

### 4. 査読委員

- (1) 編集委員会は、投稿論文毎に、当該分野を専門とする教育研究会の会員である教員あるいは常葉大学大学院研究科所属の教員2名からなる査読委員を選出する。査読委員には執筆者は含まれない。
- (2) 査読委員の任期は指名から査読の完了（掲載の可否の決定）までとする。
- (3) 査読委員は、査読の結果を編集委員会に報告し、承認を求めるものとする。  
ただし、この承認は、編集の日程上編集委員会を開催することが難しい場合、常任編集委員会の承認で代えることができる。
- (4) 査読委員の判断は、基本的に尊重される。
- (5) 査読委員は、査読結果につき責任を負うが、それによって不利益を被ることがないように、著者に対して匿名とする。

### 5. 研究論文及び実践報告にかかる査読手続

- (1) 編集委員会は、投稿された原稿が執筆規定に合致するかどうかを審査する。
- (2) 編集委員会は、執筆規定に合致するとされた原稿を匿名処理し（関連するものとして添付された既発表論文を含む）、審査及び査読規程と査読結果票を併せて送付する。
- (3) 査読者は、審査及び査読規程にしたがって査読を行い、原稿を受理した日より3週間以内に、査読結果票を編集委員会に返送する。なお、具体的な期間は、編集作業の日程に応じて編集委員会が決定する。
- (4) 編集委員会は、査読委員の査読結果に不一致がある場合、協議の上、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかの決定を行う。掲載可と補正の上掲載可とを併せた論文の数が、当該年度年報の掲載可能論文数を超えた場合、編集委員会は、協議の上、それらの論文に順位をつけ、掲載可能論文数を超える順位の論文を「掲載保留」論文にする決定を行う。掲載保留論文については、投稿者の同意の上、次年度年報に優先的に掲載するものとする。投稿者は、この権利を放棄することができる。
- (5) 編集委員会の掲載可、掲載不可、または補正の上掲載の決定は投稿者に速やかに通知する。掲載不可の場合その理由を附し、補正の上掲載の場合はその内容を含め、通知するものとする。また、掲載保留の論文が出た場合、その旨を投稿者に通知する。
- (6) 編集委員会は、「補正の上掲載可」について、補正原稿が提出された場合には、これを再度査読手続に附す。
- (7) 投稿者は、掲載不可の理由または補正の内容につき異議がある場合、審査結果を受理した日から1週間以内にかぎり、編集委員会に理由を附して異議を申し立てることができる。その場合、編集委員会は、疑義の内容につき審議し、異議が正当であると認めるときは、査読委員の判断を覆すこ

とができる。

## 6. 研究ノート及び実践の広場の審査

- (1) 編集委員会は、投稿された研究ノート及び実践の広場の原稿が執筆規定に合致するかどうかを審査する。
- (2) 編集委員会は、審査結果にもとづき、協議の上、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかの決定を行う。掲載可と補正の上掲載可とを併せた論文の数が、当該年度年報の掲載可能論文数を超えた場合、編集委員会は、協議の上、それらの論文に順位をつけ、掲載可能論分数を超える順位の論文を「掲載保留」論文にする決定を行う。掲載保留論文については、投稿者の同意の上、次年度年報に優先的に掲載するものとする。投稿者は、この権利を放棄することができる。
- (3) 編集委員会の掲載可、掲載不可、または補正の上掲載の決定は投稿者に速やかに通知する。掲載不可の場合その理由を附し、補正の上掲載の場合はその内容を含め、通知するものとする。また、掲載保留の論文が出た場合、その旨を投稿者に通知する。
- (4) 「補正の上掲載可」について、補正原稿が提出された場合には、掲載を可とする。
- (5) 編集委員会の決定に対しては原則として異議は認めない。

## 7. 審査及び査読要領

- (1) 審査者及び査読者は、当該原稿が、本大学院の機関誌『常葉大学教職大学院研究紀要』にふさわしい水準のものであるかどうかを総合判定し、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかの評価を与えるものとする。
- (2) 研究論文及び実践報告にかかる査読にあたっては、①論のオリジナリティ、②論の立脚する根拠の妥当性、③研究方法の適切性、④研究倫理規程に則っていること、⑤論の学術的、実践的意義等を主たる観点とする。
- (3) 研究ノート及び実践の広場については、掲載の可否についての審査を行う。その際に、前項5観点に則って評価を行うが、研究の完成に向けての過程にある論文であることを理解し、今後の可能性及び発展性を重視する。
- (4) 論述の形式や文体は、それぞれの学問領域を尊重し、評価の観点としない。また、注の引用の仕方については、当分の間、統一的な指針を指定せず、広く学術論文で採用されている方式で一貫していれば可とする。
- (5) 審査及び査読を委嘱された者が「補正の上掲載可」の評価をする場合には、補正が必要な内容を明記しなければならない。また「掲載不可」の評価をする場合には、その理由を明記しなければならない。

附則1 本規程は2018年7月31日より施行する。

附則2 本規程は2018年9月26日より施行する。

附則3 本規程は2025年12月3日より施行する。

